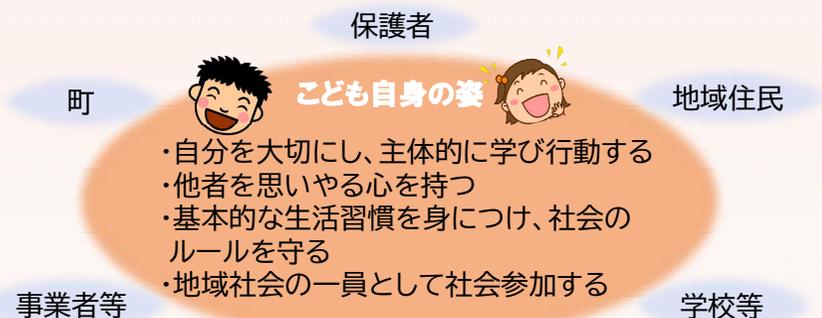


くっちゃん子をみんなで育てる条例 (概要版)

202●年(令和●年)●月●日施行

すべての「くっちゃん子」が安心して育ち、夢や希望を持って健やかに成長するために、子どもに関する施策を進めるうえでの基本理念を定めるとともに、それぞれの役割を明確にし、地域社会全体（保護者・地域住民・学校等・事業者等・町）が力を合わせて子どもの育ちを支えるという意識の醸成を図るため、この条例を制定しました。

子どもの主体性の育みと地域社会の役割 (第2章・第3章)



【保護者の役割】

- ・子育ての第一義的責任者
- ・子どもの人格の尊重
- ・不安や悩みを一人で抱え込まず相談
- ・地域や専門機関とつながりながら子育てを行う
- ・安心できる家庭環境づくり
- ・子どもの成長に寄り添う関わり

【地域住民の役割】

- ・地域全体での子どもの見守り
- ・安全で安心な地域環境づくり
- ・子どもの成長に応じた支援を行う
- ・子育て家庭への知識の提供・交流機会づくり等の支援

【学校等の役割】

- ・子どもを尊重した教育・保育等の推進
- ・考える力や創造力の育み
- ・集団生活を通じた社会性の育み
- ・支援が必要な子どもの早期発見と支援

【事業者等の役割】

- ・地域社会の一員としての社会的責任の遂行
- ・子どもの活動や町の取組への協力
- ・子育てと仕事の両立を支える職場環境整備
- ・地域の子育て活動への協力

【町の役割】

- ・子ども施策の総合的な推進
- ・関係分野、地域社会との連携した取組
- ・各主体の役割・活動の推進・支援
- ・地域社会全体の連携の促進

条例が大切にしている考え方 (第3条 基本理念)

- すべての子どもが、一人の人として尊重され、差別されることがなく安心して暮らせること
- すべての子どもが、愛情をもって育てられ、健やかに成長し、自立できるよう支えられること
- すべての子どもが、年齢や発達に応じて意見を表明でき、社会に参加する機会が保障されること
- すべての子どもにとって最もよいことが、常に優先して考えられること
- 保護者、地域住民、学校等、事業者等、町がそれぞれの役割を果たし、連携・協力して子どもを支えること

子どもに関する施策の策定・推進 (第4章)

- ・子ども施策を総合的・計画的に進めるため「子ども計画」を策定
- ・子どもが自分の考えを伝え、参加できる機会を設け、まちづくりや子ども施策に子どもの意見を反映
- ・子どもが意見表明や社会参加の意義・方法について学べる機会や情報提供を促進
- ・子どもと保護者が安心して悩みを相談できる窓口の充実
- ・子ども施策を着実に進めるために必要な予算の確保

子どもの育ちを支える仕組み (第5章)

- ・保護者、地域住民、学校等、事業者等、町のつながりを深め、地域全体で子育てを支える環境づくりの促進
- ・地域や保護者による自主的な子育て活動を応援
- ・多様な主体がつながり、継続的に活動できるよう支援
- ・地域の様々な社会資源を活用し、支援を必要とする子どもや家庭の最善の利益を第一に考えた支援の実施
- ・虐待、いじめ等の防止と早期発見と支援体制の整備

子ども、保護者、地域住民、学校等及び事業者等の理解を深めるため、条例の趣旨について広く周知していきます